

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 5 号
発行日 令和元年 7 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- 綾部市情報公開条例施行規則の一部改正 (総務課) . . . 1
 - 綾部市浄化槽の設置等に関する規則の一部改正 (下水道課) . . . 2
 - 綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部改正 (高齢者支援課) . . . 3
 - 綾部市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱規則の一部改正 (農林課) . . . 4
 - 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定 (総務課) . . . 5
 - 綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部改正 (文化・スポーツ振興課) . . . 13
 - 綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 (文化・スポーツ振興課) . . . 19
- ### ○告 示
- 令和元年綾部市議会 6 月定例会招集告示 (総務課) . . . 20
 - 綾部市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の制定 (こども支援課) . . . 21

- 地縁団体変更告示 (白道路自治会) (市民協働課) . . . 29
 - 綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託解約告示 (環境保全課) . . . 30
- ### ○公 告
- 都市公園供用開始について (都市計画課) . . . 31
 - 公共下水道管渠築造 (1-1) 工事公募型指名競争入札について (監理課) . . . 32
 - 林道水梨細谷線・真野線復旧工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 43
 - 林道不動線復旧工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 53
 - 林道カヤノ線・篠田深山線復旧工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 63
 - 林道岩ヶ谷線復旧工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 73
 - 公共下水道舗装復旧 (1-3) 工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 83
 - 綾部市立病院西館キュービクル改修工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 93
 - 綾部市職員採用試験について (職員課) . . . 103
 - 公示送達 (税務課) . . . 112

・ 公示送達	(市民・国保課) . . . 113
・ 公示送達	(税務課) . . . 114
・ 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について	(農業委員会) . . . 115
・ 林道滝ヶ畑線・山生谷線復旧工事条件付一般競争入札について	(監理課) . . . 116
・ 市道上延井倉線舗装工事と公共下水道舗装復旧(1-1)工事条件付一般競争入札について	(監理課) . . . 126
・ 一般競争入札公告の取り下げについて	(監理課) . . . 137
○ 消防本部告示	
・ 綾部市火災予防条例に基づく指定催しについて	(消防本部) . . . 138
○ 教育委員会告示	
・ 令和元年度第3回綾部市教育委員会招集告示	. . . 139
○ 監査公表	
・ 平成30年度定期監査結果	. . . 140
・ 平成30年度随時監査結果	. . . 144
・ 平成30年度行政監査結果	. . . 146
・ 平成30年度財政援助団体等監査結果	. . . 148

○ 選挙管理委員会告示	
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	. . . 150
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	. . . 151
・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	. . . 152
・ 令和元年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所	. . . 153
・ 令和元年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	. . . 159

綾部市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 2 号

綾部市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市浄化槽の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 3 号

綾部市浄化槽の設置等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市浄化槽の設置等に関する規則（平成 1 2 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月3日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第44号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成18年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「1 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないでください。」を「受付番号及び事業者（法人）番号は記入しないでください。」に改め、「2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版（縦長）にしてください。」を削る。

様式第7号中「3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版（縦長）にしてください。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 5 号

綾部市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

綾部市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱規則（平成 1 5 年綾部市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 6 号

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、綾部市の公共施設を利用しようとする者の利便性の向上を図るため、綾部市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約システム 公共施設の予約状況等の情報提供及び利用に係る予約手続を自動的に処理する電子計算組織をいう。
- (2) 公共施設 予約システムの利用の対象とする別表公共施設の欄に掲げる施設をいう。
- (3) 管理者 公共施設を管理する市長、綾部市教育委員会又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市が指定する法人その他の団体をいう。

(提供するサービス等)

第 3 条 予約システムは、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 公共施設の所在地、利用時間等の案内
- (2) 公共施設の予約状況等の案内
- (3) 公共施設（利用の予約に係る抽選を行わない公共施設を除く。）の利用の予約に係る抽選の申込み及び抽選結果の案内
- (4) 公共施設の利用の予約に関する申込み及びその内容の確認

2 前項のサービスの利用は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) インターネットを利用する方法
- (2) 公共施設に設置する予約システム端末を利用する方法

(サービスの利用時間)

第 4 条 前条第 1 項各号に掲げるサービスを利用することができる時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前条第 2 項第 1 号に掲げる方法による場合 終日（保守点検等の理由により予約システムを休止する場合を除く。）
- (2) 前条第 2 項第 2 号に掲げる方法による場合 同号の予約システム端末を設置する公

共施設の開館時間（臨時に変更する必要がある場合にあつては、その管理者が定める時間）

（利用の登録）

第5条 予約システムを利用しようとする者は、あらかじめ、予約システムの利用の登録（以下「利用登録」という。）をしなければならない。

（利用登録の要件）

第6条 利用登録をすることができる者の要件は、管理者が別に定める。

（利用登録の申請）

第7条 利用登録をする者は、利用登録申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

2 前項の利用登録申請書は、施設ごとに提出しなければならない。

（利用登録の決定等）

第8条 管理者は、前条第1項の規定による申請があつた場合においては、その申請内容を審査し、第6条の規定による要件を備えていると認めるときは、当該申請者を予約システムの利用者として登録するものとする。

2 管理者は、前項の規定により利用登録をしたときは、利用登録決定通知書（様式第2号）を予約システムの利用者として登録した者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

3 管理者は、利用登録をしなかったときは、利用登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項の登録の有効期間は、施設ごとに管理者が別に定める。

（利用登録の更新）

第9条 前条第4項の有効期間の満了後、引き続き予約システムを利用しようとする者は、利用登録の更新を受けなければならない。

2 第7条の規定は、利用登録の更新の申請について準用する。

（登録者の権利の譲渡等の禁止）

第10条 登録者は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用登録の変更）

第11条 登録者は、利用登録に係る事項に変更が生じたときは、利用登録事項変更届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、第7条第1項の規定により申請した公共施設において行うものとする。

（利用登録の取消し）

第12条 管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る利用登録を取り消すことができる。

（1）第8条第4項の有効期間内に利用登録を廃止する申出を受けたとき。

（2）偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。

（3）この規則及び公共施設の管理に関する条例、規則等の規定に違反したとき。

（4）その他予約システムの管理上やむを得ないと管理者が認めるとき。

（予約の申込み）

第13条 登録者は、予約システムの指定する事項を入力することにより、公共施設の利用の予約を申し込むものとする。

(予約の申込期間)

第14条 予約の申込みをすることができる期間は、別表のとおりとする。

(予約者の決定方法)

第15条 予約の申込みにより公共施設を利用することができる者（以下「予約者」という。）の決定を予約システムにより行うものとする。前条の規定により抽選の申し込みをした予約者は、別表に掲げる公共施設の登録者区分に応じ、それぞれ同表に定める抽選結果確認期間内に当該抽選の結果を確認し、予約を確定するものとする。ただし、同表に定める先着順予約期間については、予約の申込みと同時に予約を確定するものとする。

(予約等の取消し)

第16条 抽選による申込みを行った者又は予約者は、抽選による申込み又は予約を取り消そうとするときは、予約システムによる入力又は該当する公共施設の窓口での申出により当該取消に係る手続を行わなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 予約システムを利用して予約をするために必要な利用登録その他の準備行為については、この規則の施行の日前においても、第5条から第12条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 予約システムの利用については、綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例(平成31年綾部市条例第3号)の施行の日以後の公共施設の利用の予約について適用し、同日前の公共施設の利用の予約については、なお従前の例による。

別表（第14条・第15条関係）

公 共 施 設	登 録 者 区 分		抽 選 申 込 期 間	抽 選 結 果 確 認 期 間	先 着 順 予 約 期 間
綾部市市民センター	市内	団体	利用期日の属する月の3か月前の月の初日から7日まで	利用期日の属する月の3か月前の月の11日から18日まで	利用期日の属する月の2か月前の月の20日から利用期日の前日まで
	市内	団体 個人	利用期日の属する月の2か月前の月の初日から7日まで	利用期日の属する月の2か月前の月の11日から18日まで	利用期日の属する月の2か月前の月の20日から利用期日の前日まで
	市外	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する月の2か月前の月の20日から利用期日の前日まで

様式第 1 号（第 7 条関係）

利用登録申請書

年 月 日

管理者 様

次のとおり綾部市公共施設予約システム利用者登録（更新）を申請します。

（団体に関する事項）

フリガナ 団 体 名		団体構成 人 員	人
団体所在地	〒		
電 話 番 号			
メールアドレス			
フリガナ 代表者氏名			
代表者住所	〒		

（申請者本人（団体の場合は責任者）に関する事項）

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号			
メールアドレス			
備 考			

申請者本人又は団体と証明できるものを提示し、又は添付してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

利用登録決定通知書

年 月 日

様

管理者

印

あなたを綾部市公共施設予約システム利用者として決定し、下記のとおり利用者 ID、登録年月日及び登録有効期間並びに申請書記載の項目を登録（更新）しましたので、通知します。

記

1 利用者 ID 等

利用者 ID										
パスワード										
登録者区分										
備 考										

2 登録年月日及び登録有効期間

(1) 登録年月日 年 月 日

(2) 登録有効期間 上記登録年月日から 年 月 日まで

様式第3号（第8条関係）

利用登録却下通知書

年 月 日

様

管理者

印

年 月 日付けで申請のありました利用登録については、下記のとおり却下とすることに決定しましたので、綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則第8条第3項の規定により通知します。

団体名	代表者名
却下の理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

利用登録事項変更届

年 月 日

様

届出者 住 所
氏 名
利用者 I D
電 話 番 号

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、届け出ます。

記

登録事項	変 更 前	変 更 後

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 7 号

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 9 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条第 1 項第 2 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 3 条の表中

「

競技場又は武道場	使用する日の属する月の 2 月前から 当日まで
研修室・会議室・体力測定室・トレーニング室・健康体力相談室・談話室	使用する日の属する月の 2 月前から 当日まで

を

」

「

競技場又は武道場の全面使用	使用する日の属する月の 3 月前の月の 2 0 日から当日まで
競技場の 2 分の 1 使用及び 4 分の 1 使用、武道場の 2 分の 1 使用	使用する日の属する月の 2 月前の月の 2 0 日から当日まで
研修室・会議室・体力測定室・トレーニング室・健康体力相談室・談話室	使用する日の属する月の 2 月前の月の 2 0 日から当日まで

に

」

改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（使用の予約）

第 3 条 綾部市公共予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第 4 6 号）の規定によりセンターの利用者登録をしている者は、事前に同規則に基づく使用の予約を行うことができる。

別表中

「

規 則

競技場及び武道場	電気差込口	1口	300	300	600	300	600	750
	一人用椅子	1脚	20	20	40	20	40	50
	長机	1脚	50	50	100	50	100	130

を

「

競技場及び武道場	電気差込口	1口	300	300	600	300	600	750
	一人用椅子	1脚	20	20	40	20	40	50
	長机	1脚	50	50	100	50	100	130
研修室	マイク設備・プロジェクター・スクリーン	1式	1,500	1,500	3,000	1,500	3,000	4,000

に

改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

綾部市市民センター使用許可申請書

綾部市

宛

申請者 住所
氏名（団体名）

代表者 氏名

責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使用料の合計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

様式第 2 号 (第 5 条関係)

綾部市市民センター使用許可書

申請者 住所
 氏名 (団体名)
 代表者 氏名
 責任者 住所
 氏名

予約申請番号					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使 用 料 の 合 計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小 計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

綾部市 印

様式第 3 号 (第 9 条関係)

綾部市市民センター減免申請書

綾部市 宛

申請者 住所
 氏名 (団体名)
 代表者 氏名
 責任者 住所
 氏名

予約申請番号					
申請日					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使 用 料 の 合 計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小 計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月7日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第48号

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（平成31年綾部市条例第3号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の施行期日は、令和元年10月15日とする。

綾部市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和元年6月17日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和元年6月7日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第150号

綾部市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年6月17日

綾部市長 山崎善也

綾部市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給
事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領（平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するために、綾部市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6か月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記2の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和元年10月31日（以下「基準日」という。）以前の申請 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金申請書（様式第1号）
- (2) 基準日後の申請 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金申請書（様式第2号）

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、基準日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月17日から施行する。

別記（第 2 条、第 5 条関係）

1 支給対象者

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年 1 1 月分の児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第 5 条第 2 項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、基準日において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- (2) (1) の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に (1) に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>(1) に規定する者が死亡した場合（この (2) の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

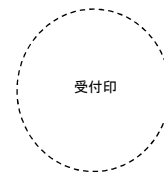
2 支給の申請

- (1) 市から令和元年 1 1 月分の児童扶養手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。
- (2) 国から令和元年 1 1 月分の児童扶養手当を支給される者であって、市が基準日における住所地であるものは、市に対して支給の申請を行う。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。
- 1 の (2) の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る 1 の (1) に規定する者がこの 2 の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

様式第1号（第5条関係）

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書（請求書）

綾部市	
綾部市長	様



1. 申請・請求者

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

証書番号

※裏面の事項（1）～（7）に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）

B 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください（裏面を確認してください）。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義										
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>											
金融機関番号	店番号													

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

C 現金による支給を希望

（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは支給決定通知後となります。）

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください（裏面を確認してください）。

申請取下げ書

記入日	年	月	日
-----	---	---	---



1. 申請者

(フリガナ) 氏 名
Ⓜ

*記名押印に代えて署名することができます。

※基準日より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

(1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。

(2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

（裏面も必ず確認してください。）

【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
(支給要件)
①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
②基準日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことがない者
③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

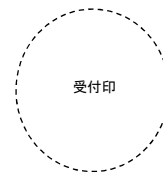
(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第2号（第5条関係）

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書（請求書）

綾部市	
綾部市長	様



1. 申請・請求者

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

証書番号

※裏面の事項（1）～（7）に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望（受取口座記入欄への記入は不要です。）

B 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください（裏面を確認してください）。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

C 現金による支給を希望

（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは支給決定通知後となります。）

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください（裏面を確認してください）。

（裏面も必ず確認してください。）

【誓約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
(支給要件)
①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
②基準日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことがない者
③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

綾部市告示第 1 5 1 号

地縁による団体「白道路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和元年 6 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

変更があった事項、その内容、変更の年月日及び変更の理由

変更事項	変更前	変更後	変更の年月日	変更の理由
代表者の 氏名及び 住所	四 方 平 邦 綾部市白道路町東谷 1 2 番地	大 石 博 文 綾部市白道路町遠坂 2 3 番地	平成 2 9 年 4 月 1 日	任期満了による 交代
	大 石 博 文 綾部市白道路町遠坂 2 3 番地	上 原 勝 也 綾部市白道路町吹ケ 多和 3 8 番地の 1	平成 3 1 年 4 月 1 日	任期満了による 交代

綾部市告示第152号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年7月1日

綾部市長 山崎善也

1 売りさばき人

氏 名	住 所
永井庸律	綾部市岡町斗代25番地

2 解約日 令和元年6月30日

綾部市公告第77号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法第2条の2の規定により公告する。

令和元年6月3日

綾部市長 山崎善也

1 供用を開始する都市公園

名 称	位 置	区 域
山家城址公園	綾部市広瀬町	1,617平方メートル

2 供用開始の期日

令和元年6月3日

綾部市公告第 7 9 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（1－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 1 4 2 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（1－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法等により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 ・ V U 1 5 0 L = 4 6 1 m
管渠工 V P 7 5 L = 4 6 m
管渠工 推進管 2 0 0 L = 9 m
マンホール設置工 N = 2 2 基
汚水枿及び取付管工 N = 2 6 箇所
附帯工（上水道管移設） 一式
- (6) 予定工期 令和元年 7 月 9 日から
令和 2 年 2 月 2 3 日まで（2 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 9 0 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月

31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和元年6月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は6,370円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和元年6月13日（木）午前9時から午後6時まで
令和元年6月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日（木）から
令和元年6月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年6月24日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和元年6月28日（金）午前9時から午後6時まで
令和元年7月 1日（月）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月 2日(火) 午後1時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

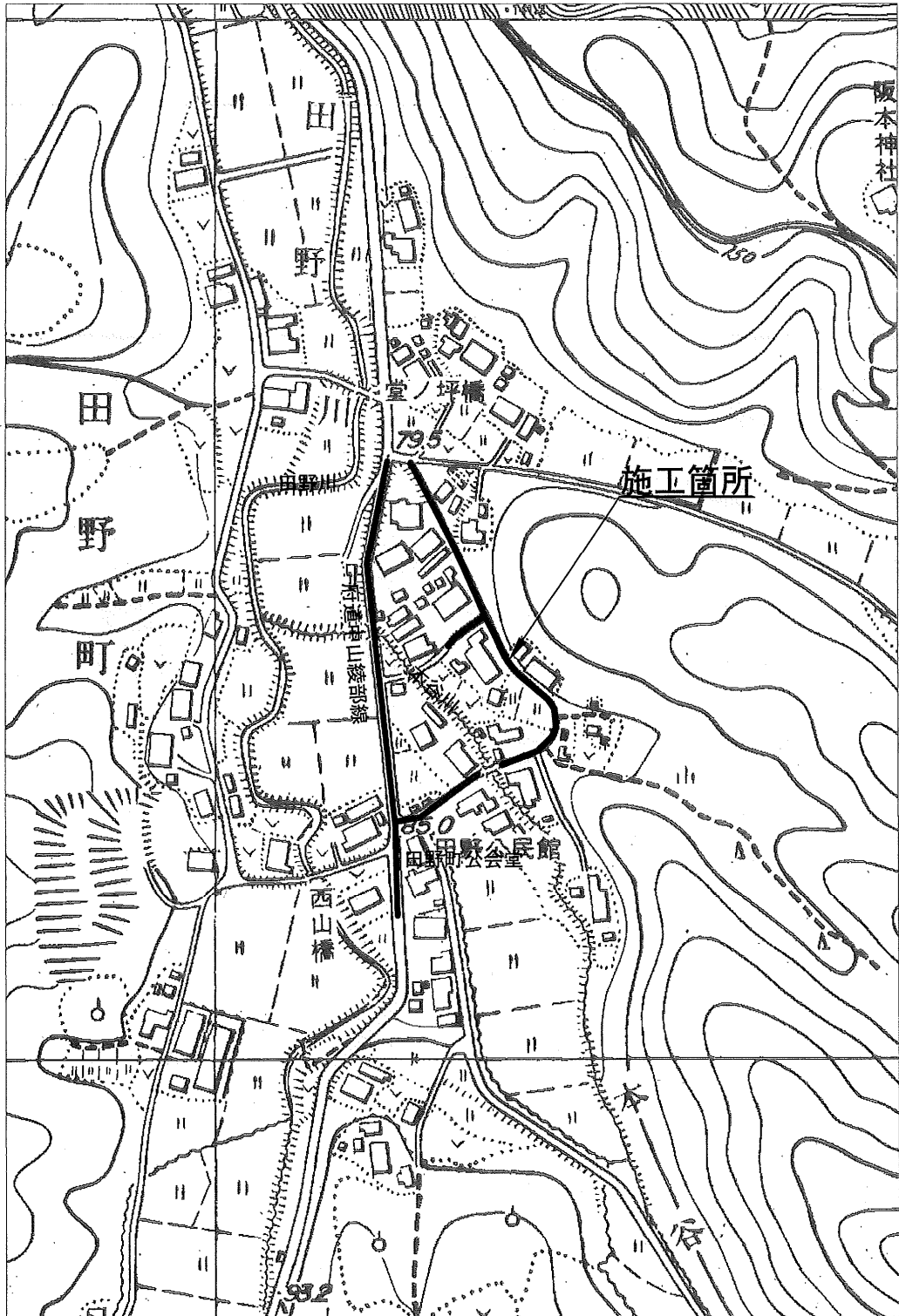
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率 %）	単体／JV（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位置图



公共下水道管渠築造（1-1）工事

綾部市公告第80号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道水梨細谷線・真野線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年6月10日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 43号 |
| (2) 工事名 | 林道水梨細谷線・真野線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五泉町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 水梨細谷線 L=8.00m W=2.0m
1号箇所 L=8.00m
ブロック積工 L=8.00m A=19.3㎡
真野線 L=38.82m W=3.0m
1号箇所 L=9.82m
鋼製L型擁壁工 L=10.00m
2号箇所 L=15.00m
ブロック積工 L=15.20m A=62.8㎡
3号箇所 L=14.00m
ブロック積工 L=14.00m A=54.5㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7月 9日から
令和元年11月 5日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は880円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月13日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年6月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日（木）から

令和元年6月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年6月24日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年6月28日（金）午前9時から午後6時まで
令和元年7月 1日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月 2日（火）午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式- 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

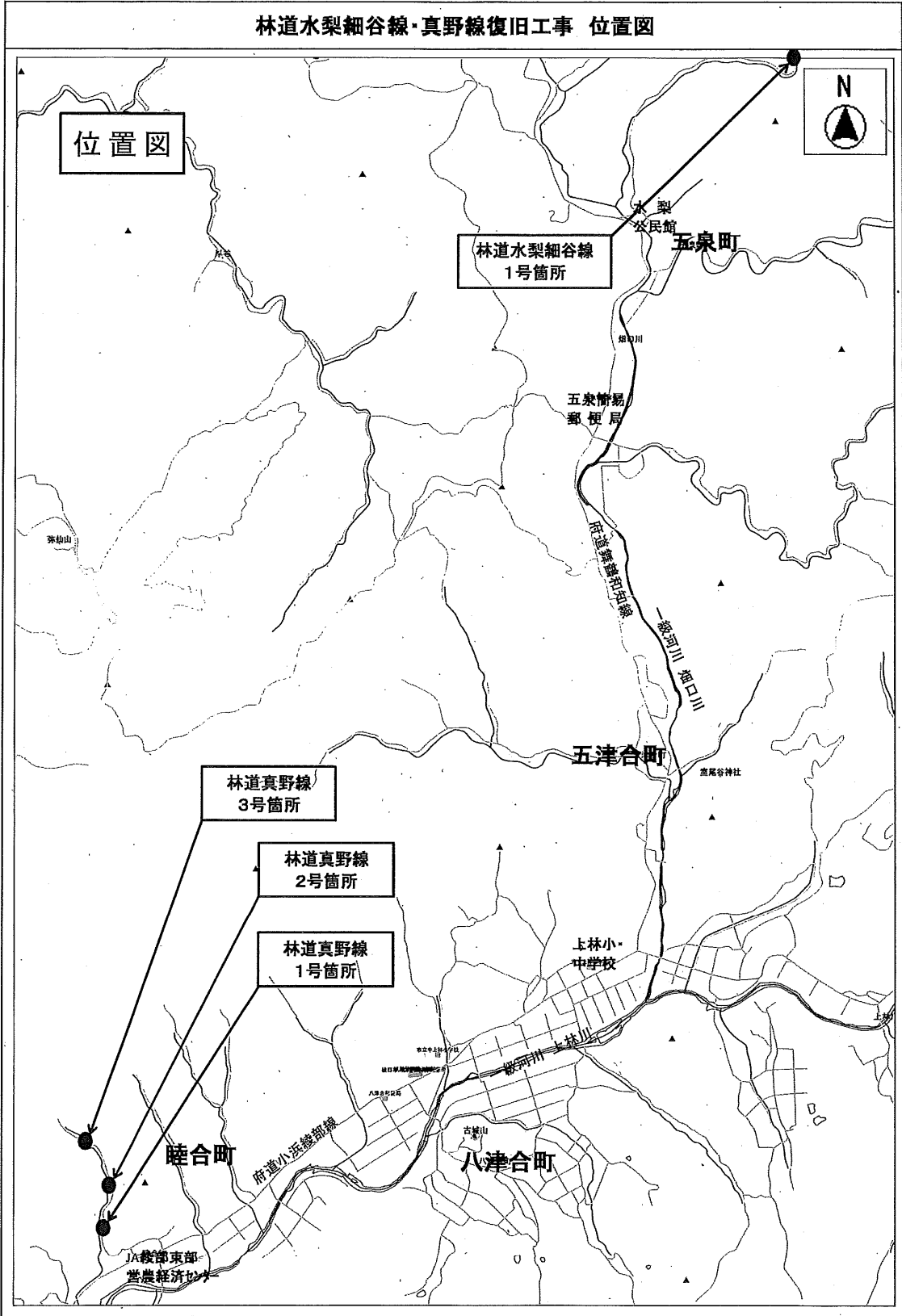
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 1 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道不動線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 4 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 林道不動線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 不動線 L = 1 1 . 1 m W = 3 . 0 m
函渠工 現場打 BOX - C
L = 4 . 0 7 m W = 4 . 5 0 m H = 2 . 0 0 m
護岸工
ブロック積工 L = 5 . 4 2 m A = 2 0 . 5 m ²
端固工 N = 8 基 |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7 月 9 日から
令和元年 1 1 月 5 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一２）２部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は930円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月13日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年6月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日（木）から

令和元年6月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年6月24日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年6月28日(金)午前9時から午後6時まで
令和元年7月1日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月2日(火)午後1時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

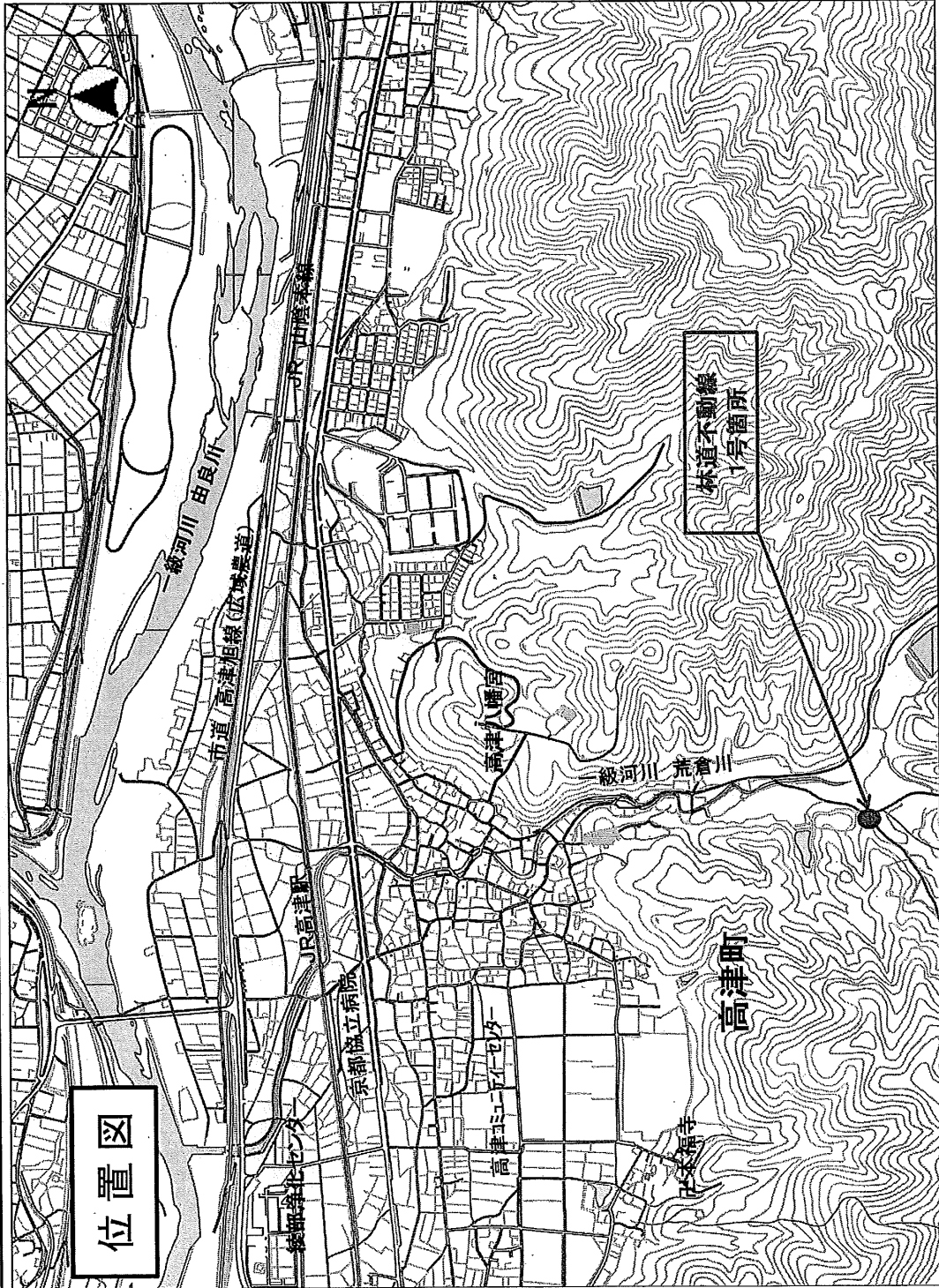
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道不動線復旧工事 位置図



綾部市公告第 8 2 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道カヤノ線・篠田深山線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 4 5 号 |
| (2) 工 事 名 | 林道カヤノ線・篠田深山線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市七百石町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | カヤノ線 L = 8. 8 0 m W = 2. 0 ~ 2. 5 m
1号箇所 L = 8. 8 0 m
ブロック積工 L = 8. 8 0 m A = 3 6. 3 m ²
篠田深山線 L = 3 1. 4 0 m W = 2. 0 m
1号箇所 L = 3 1. 4 0 m
ブロック積工 L = 2 3. 6 0 m A = 6 7. 3 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7 月 9 日から
令和元年 1 1 月 5 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一２）２部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は800円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月13日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年6月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日（木）から

令和元年6月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年6月24日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年6月28日(金)午前9時から午後6時まで
令和元年7月1日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月2日(火)午後2時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

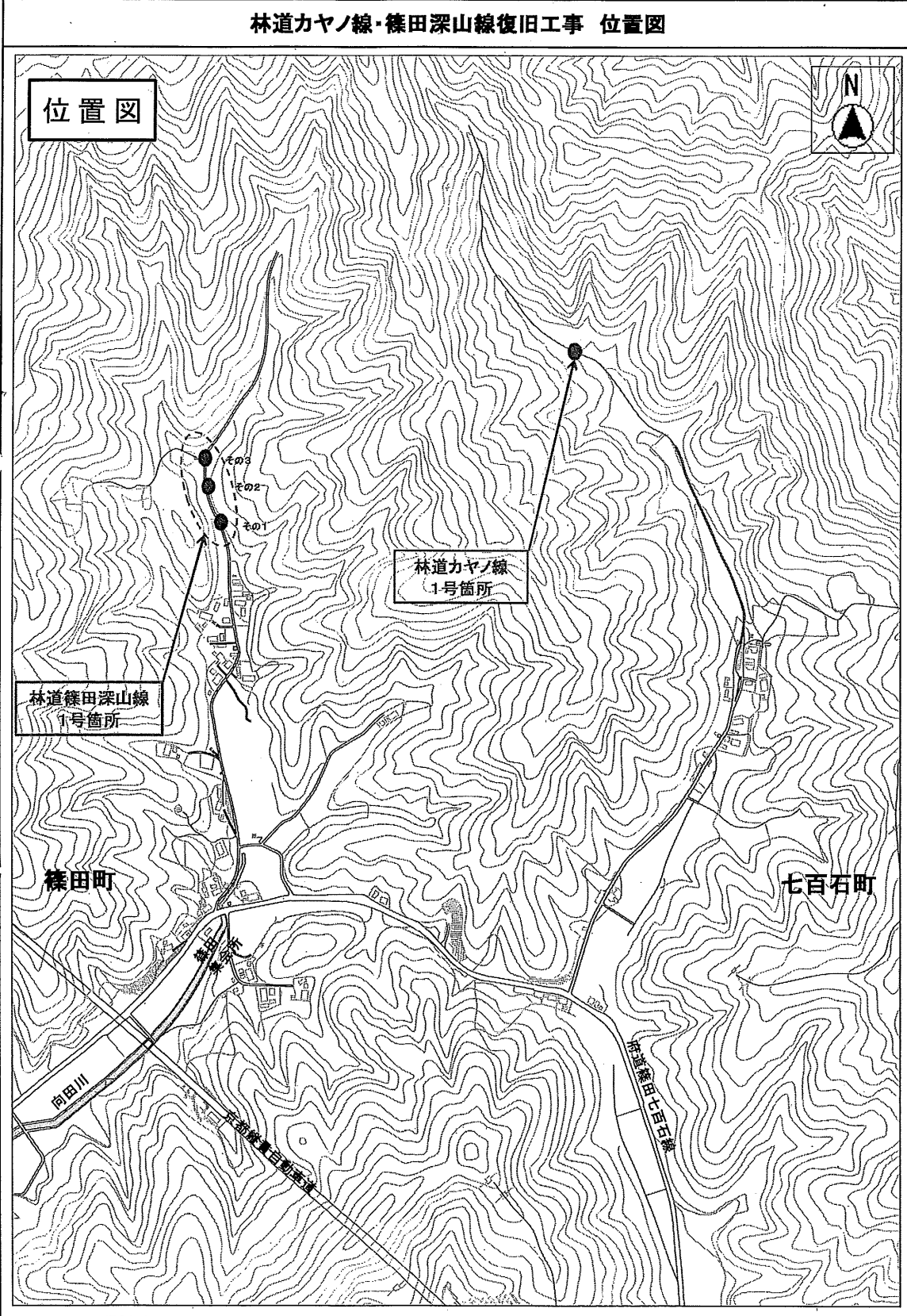
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道カヤノ線・篠田深山線復旧工事 位置図



綾部市公告第 8 3 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道岩ヶ谷線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 4 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 林道岩ヶ谷線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西原町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 岩ヶ谷線 L = 3 4 . 0 m W = 2 . 0 m
1 号箇所 L = 3 4 . 0 m
法面工 A = 8 1 1 . 6 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7 月 9 日から
令和元年 1 1 月 5 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式一 1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式一 2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月10日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は380円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月13日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年6月14日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日(木)から

令和元年6月21日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年6月24日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年6月28日(金)午前9時から午後6時まで
令和元年7月 1日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月 2日(火)午後2時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共

工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式- 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者															
1	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
2	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
3	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
4	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
5	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

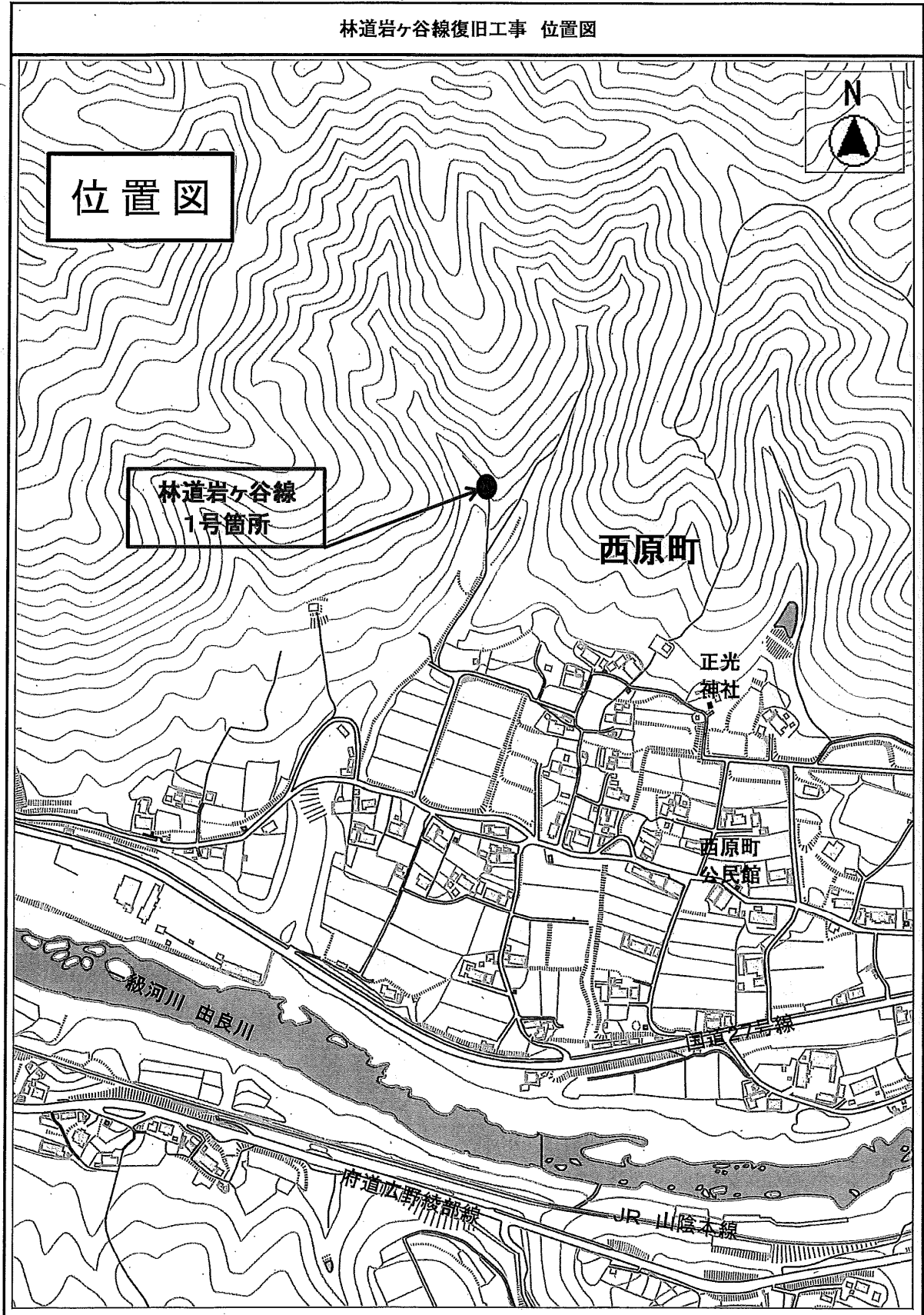
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道岩ヶ谷線復旧工事 位置図



綾部市公告第 8 4 号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（1－3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 4 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（1－3）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 6 2 5 m W = 1. 6 ~ 9. 0 5 m
切削オーバーレイ A = 1, 4 0 5 m ²
アスファルト舗装 A = 9 5 2 m ²
区画線工 L = 6 7 0 m |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7 月 9 日から
令和元年 9 月 3 0 日まで（8 4 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は950円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月13日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年6月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日（木）から

令和元年6月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年6月24日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年6月28日（金）午前9時から午後6時まで
令和元年7月 1日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月 2日（火）午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

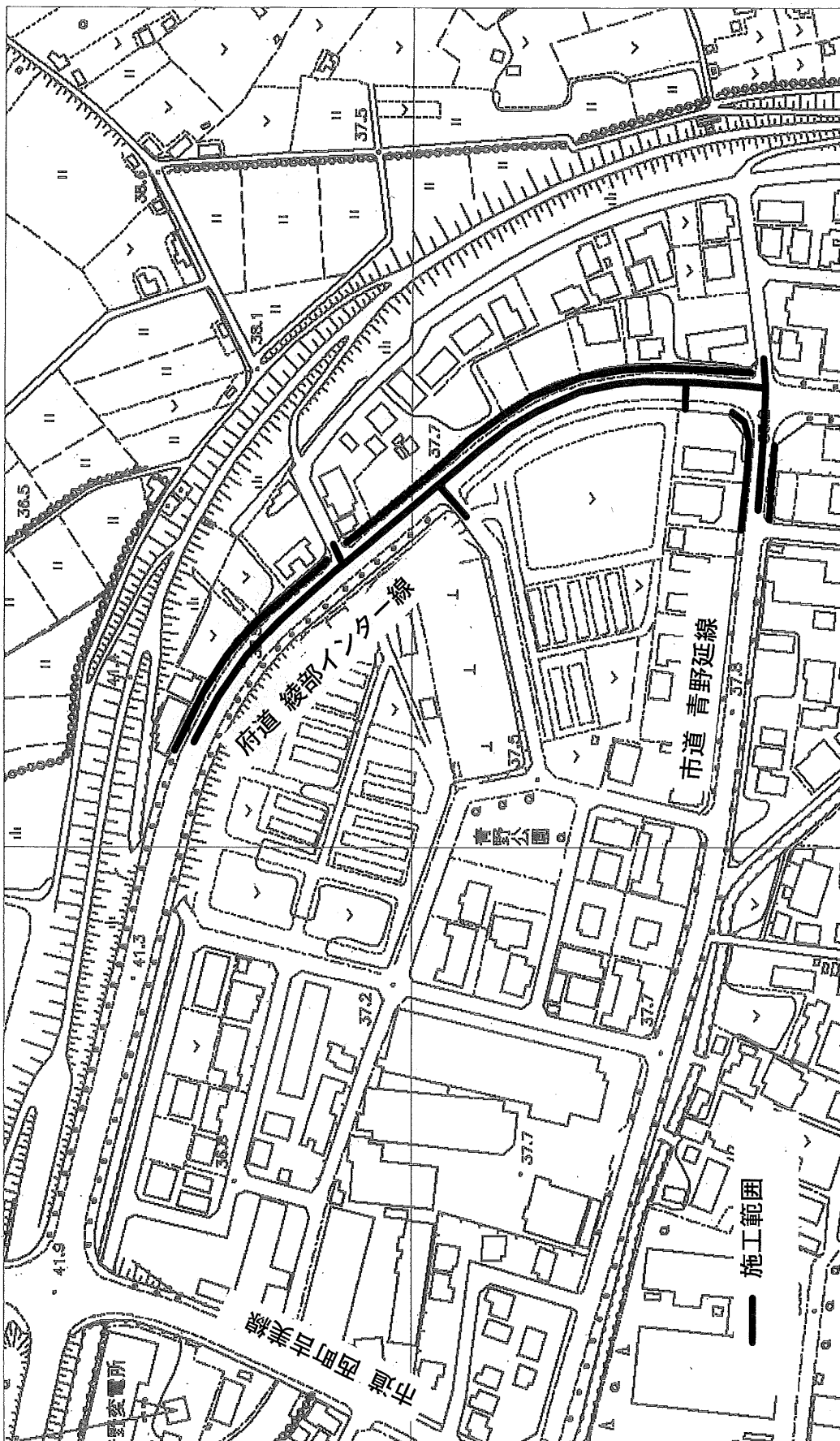
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置図



工事名 公共下水道舗装復旧(1-3)工事

綾部市公告第 8 5 号

綾部市立病院西館キュービクル改修事業、綾部市立病院西館キュービクル改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 4 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院西館キュービクル改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | V C B 取替 4 台
V T 取替 2 台 |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7 月 9 日から
令和元年 1 1 月 5 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月10日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は120円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月13日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年6月14日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年6月20日(木)から

令和元年6月21日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年6月24日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年6月28日(金)午前9時から午後6時まで
令和元年7月 1日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月 2日(火)午後2時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

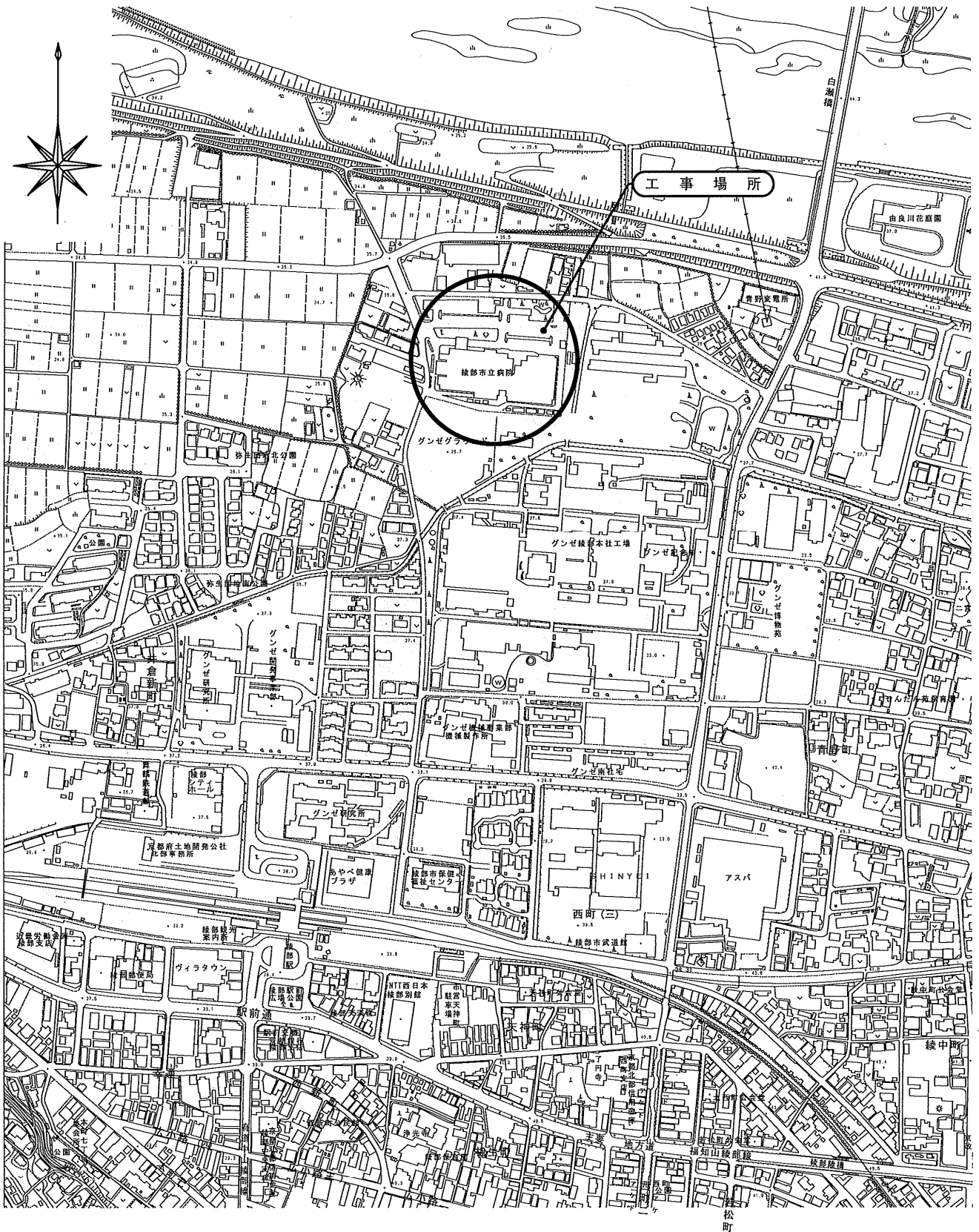
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市立病院西館キュービクル改修工事 付近見取図 S=1/2,500

綾部市公告第 8 6 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和元年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和元年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和元年度、令和 2 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和元年度 第1回 綾部市職員採用試験

事務職員・土木技師・建築技師・
管理栄養士・文化財技師



～住んでよかった・住みたくなる・
住み続けられるまちづくりのために～



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	<p>(1) 平成3年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方</p> <p>(2) 平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）</p>	一般事務に従事
土木技師	若干名	<p>(1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方</p> <p>(2) 昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち（1）と同程度の技術を有する方</p>	土木関係業務に従事
建築技師	1名	<p>(1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、建築士（1級又は2級）の免許を有する方</p> <p>(2) 昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）において、建築の専門課程を修得若しくは修得見込みの方</p>	建築関係業務に従事
管理栄養士	1名	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方	保健関係業務に従事
文化財技師	1名	<p>昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学芸員資格を有する方、又は令和2年3月末日までに取得見込みの方で、埋蔵文化財の調査、保存及び展示等に関する専門的知識を有する方</p> <p>なお、資格取得見込みでこの試験に合格した方が、令和2年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用されません</p>	文化財（埋蔵文化財）関係業務に従事

*令和2年3月末日までに高等学校を卒業する見込みの方は、この第1回試験を受験することはできません。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和元年7月28日（日） 午前9時30分 （受付：午前9時から）	綾部市役所 （綾部市若竹町）
第2次試験	令和元年8月24日（土） ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和元年9月中旬 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ（<http://www.city.ayabe.lg.jp/>）でお知らせします。

3 試験の方法及び内容

	職 種	試 験 方 法
第1次試験	事務職員 管理栄養士 文化財技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査
	土木技師 建築技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査 (3) 専門試験（休憩後、午後から実施）
第2次試験	全 職 種	(1) 作文試験（作題指定） (2) 面接試験
第3次試験	全 職 種	面接試験

※各試験の内容は次のとおりです。

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 （土木技師） （建築技師）	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間1時間30分～2時間。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験	人物評価
第3次試験	面接試験	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ（http://www.city.ayabe.lg.jp/）からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に82円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒（長3）を必ず同封してください。</u></p> <p>※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和元年7月19日（金）までに到着しないときは、下記申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><u>令和元年6月10日（月）～令和元年6月28日（金）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u></p> <p>ただし、土曜日・日曜日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和元年8月9日(金)午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市役所本庁舎玄関入口に掲示(令和元年8月9日(金)午後6時まで)
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和元年8月15日(木)午後5時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和元年度・令和2年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和2年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている方は、令和元年度中の採用になる場合があります。なお、令和元年度・令和2年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和3年3月31日まで有効です。
- (2) 管理栄養士・文化財技師試験合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和2年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。



7 給与、福利厚生等

(平成31年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	180,700円	161,300円	148,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

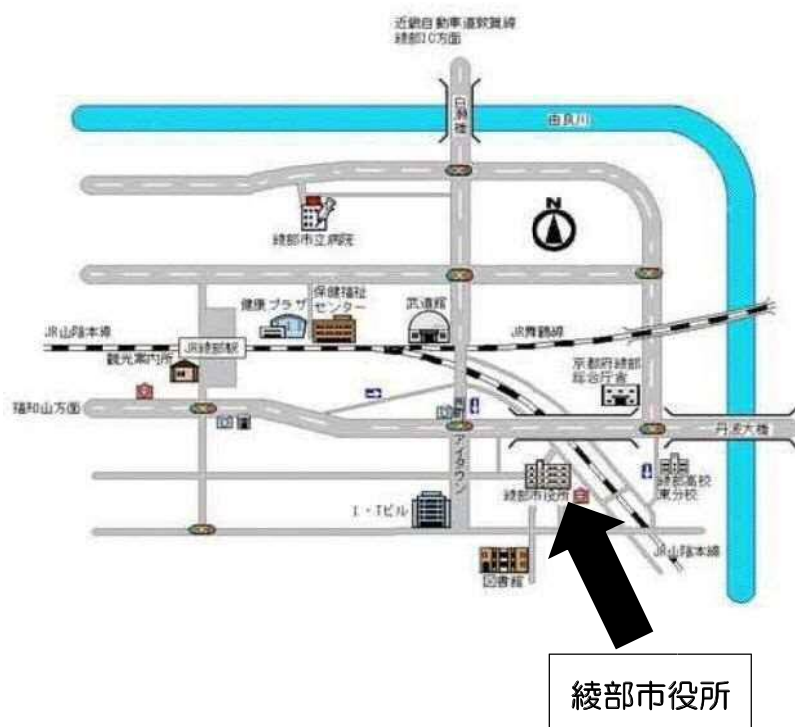
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和元年8月9日（金）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

第1次試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車
徒歩約4分

綾部市役所

住んでよかった…
ゆったりやすらぎの
田園都市・綾部

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228



綾部市公告第 8 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 6 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 8 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和元年 6 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 6 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第90号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和元年6月17日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和元年6月17日から令和元年6月30日まで

綾部市公告第91号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道滝ヶ畑線・山生谷線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年6月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 52号 |
| (2) 工 事 名 | 林道滝ヶ畑線・山生谷線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市井根町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 滝ヶ畑線 L=15.00m W=3.0m
1号箇所 L=15.00m
フトン籠工（5段） L=33m
山生谷線 L=31.50m W=2.0～3.0m
1号箇所 L=31.50m
ブロック積工 L=31.12m A=92.1㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7月23日から
令和元年11月19日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一２）２部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は880円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年6月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年7月4日（木）から

令和元年7月5日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年7月8日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年7月12日(金) 午前9時から午後6時まで
令和元年7月16日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月17日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者															
1	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
2	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
3	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
4	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
5	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

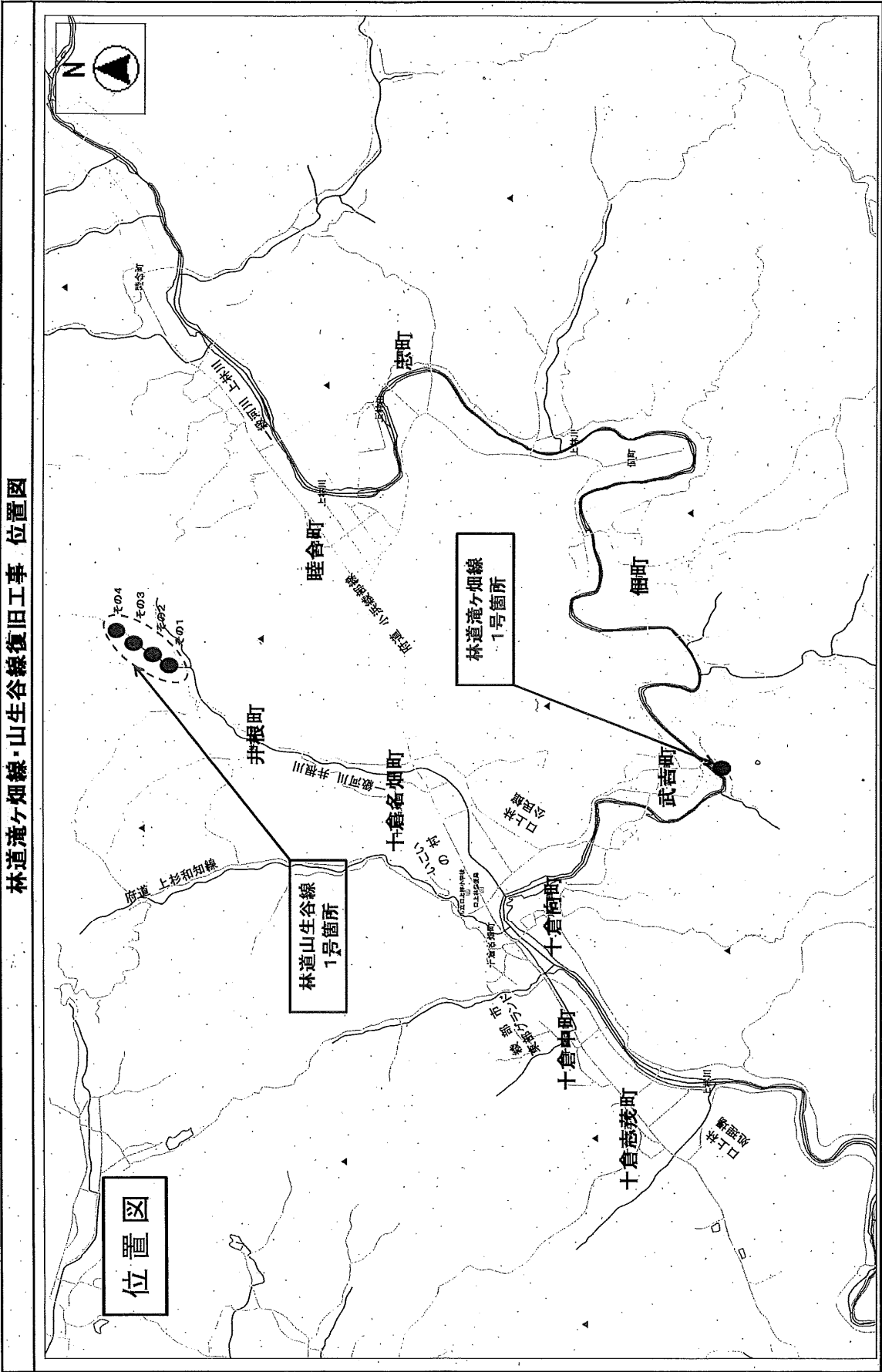
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道滝ヶ畑線・山生谷線復旧工事 位置図



綾部市公告第92号

道路整備事業の市道上延井倉線舗装工事と下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（1-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年6月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 55号 |
| (2) 工 事 名 | 市道上延井倉線舗装工事
公共下水道舗装復旧（1-1）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （上延井倉線）
L = 80.9m W = 7.00~9.55m
アスファルト舗装工 A = 549㎡
区画線工 L = 183m
（舗装復旧（1-1））
L = 49.6m W = 7.05~7.75m
アスファルト舗装工 A = 286㎡
区画線工 L = 96m |
| (5) 予定工期 | 令和元年 7月23日から
令和元年12月 9日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年6月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は770円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年6月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年6月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年7月4日（木）から

令和元年7月5日（金）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年7月8日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年7月12日（金）午前9時から午後6時まで
令和元年7月16日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月17日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、舗装工事と舗装復旧工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

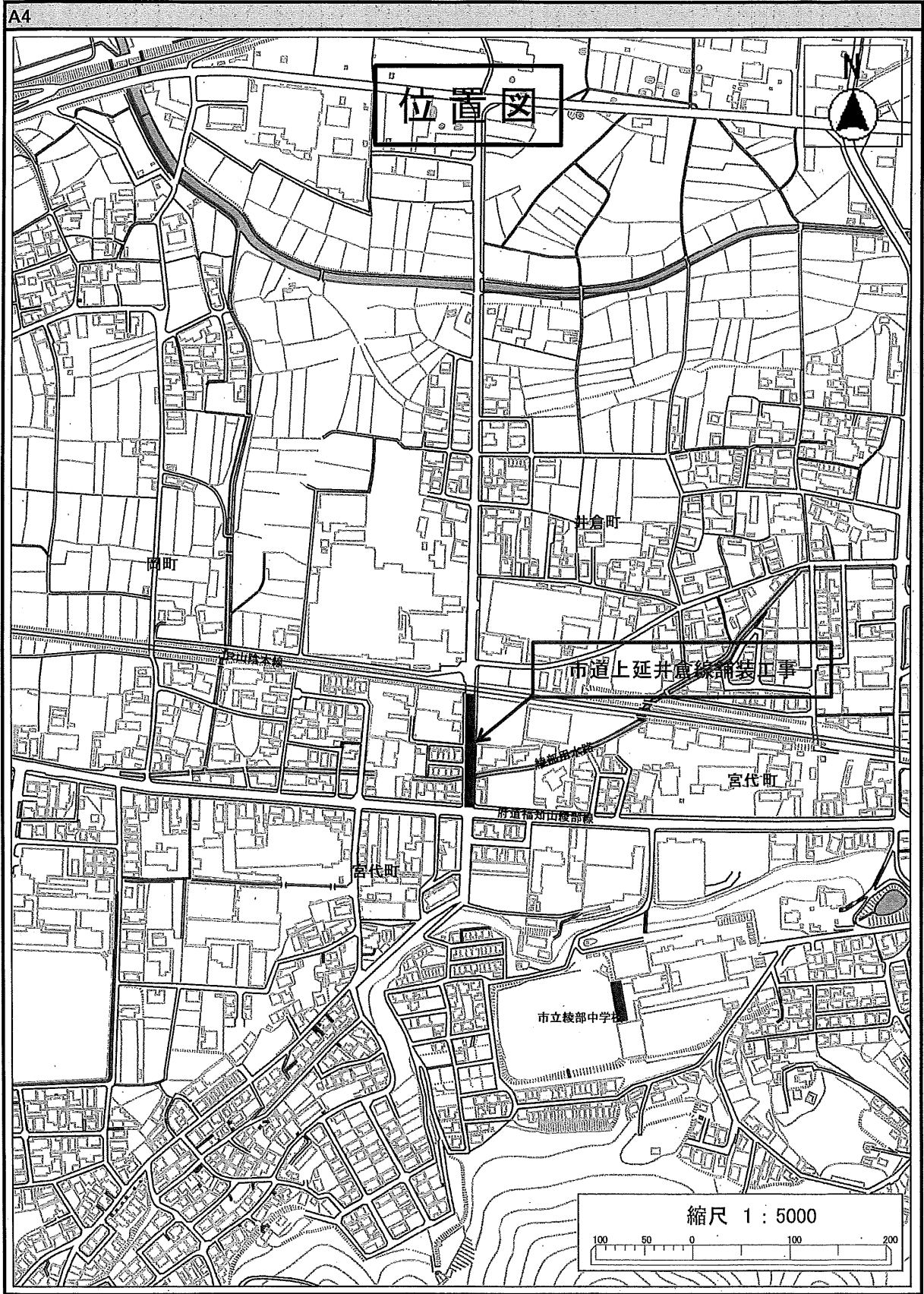
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

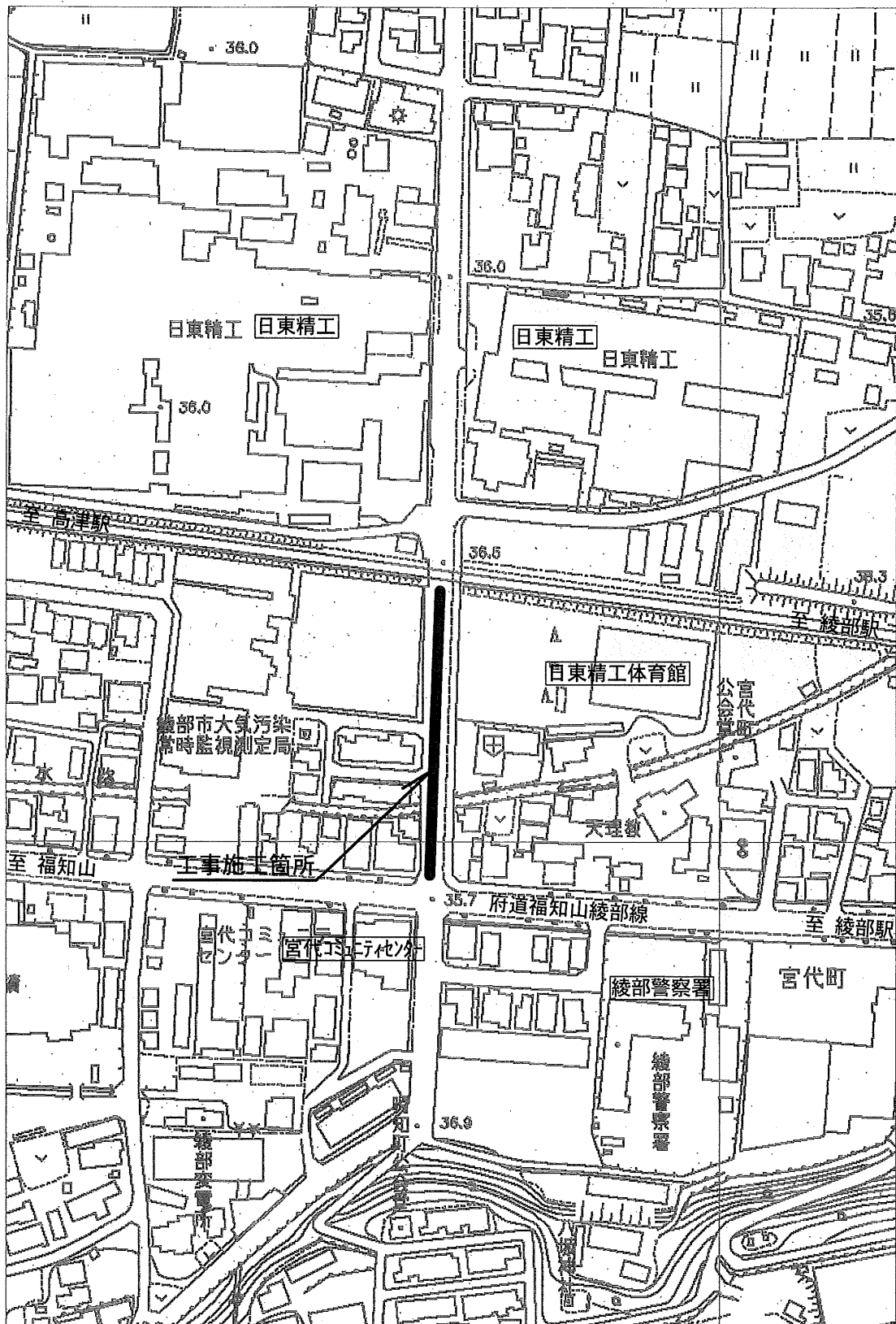
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図



公共下水道舗装復旧(1-1)工事

綾部市公告第 9 3 号

令和元年 6 月 1 0 日に綾部市公告第 7 9 号で公告を行った下記の工事について、入札公告を取り下げます。

令和元年 6 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 5 0 1 4 2 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造 (1 - 1) 工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町 (別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法等により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 ・ V U 1 5 0 L = 4 6 1 m
管渠工 V P 7 5 L = 4 6 m
管渠工 推進管 2 0 0 L = 9 m
マンホール設置工 N = 2 2 基
汚水枳及び取付管工 N = 2 6 箇所
附帯工 (上水道管移設) 一式
- (6) 予定工期 令和元年 7 月 9 日から
令和 2 年 2 月 2 3 日まで (2 3 0 日間)

2 理由

閲覧設計図書に不具合が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例（昭和 37 年綾部市条例第 14 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

令和元年 6 月 11 日

綾部市消防長 上原博一

- 1 催しの開催場所 綾部市川糸町、並松町及び西町 1 丁目・2 丁目
- 2 催しの名称 あやべ水無月まつり
- 3 催しの開催期間 令和元年 7 月 27 日（土）10 時から 22 時まで
※露店による火気使用は主に 17 時以降

綾部市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第3回（6月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和元年6月18日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和元年6月20日（木）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
 - ・綾部市部活動指導指針の一部改正について
 - ・第41回あやべ夏の大ジャンボリーについて
 - ・クールスポット（図書館）について
- 4 事務連絡

綾部市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成30年度に実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月17日

綾部市監査委員 諏訪 吉 昭

綾部市監査委員 安藤 和 明

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

各部課（局）の予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。対象事項は次のとおりである。

区分	部課（局）		対象事項
第1回	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳等事務費
			健康管理費（国民健康保険特別会計）
		市民協働課	コミュニティ助成事業費
			鉄道利用促進事業費補助金
		人権推進課	男女共同参画センター管理運営費
			共同集会所等管理運営費（18か所）
		環境保全課	住宅用太陽光発電システム設置補助事業費
			し尿処理事業費
	教育部	学校教育課	外国語指導講師業務委託事業費
			飛び立て！中学生海外派遣事業費
		社会教育課	社会教育総務一般事務費（社会教育課）
			人権啓発推進費
		文化・スポーツ振興課	中丹文化事業団補助金
		社会教育総務一般事務費(市民マイクロバス運行経費)	
消防本部	管理課	常備消防一般事務費（通信機器維持等経費）	

監査公表

			被服更新事業（非常備消防費）
第2回	農林商工部	商工労政課	シルバー人材センター事業費
			I・Tビル管理運営費
		農林課	農業施設管理運営費
			梅林公園管理運営費
	定住交流部	定住・地域政策課	水源の里活性化事業費（定住促進補助金）
			いきいき地域応援事業費補助金
		観光交流課	森の京都DMO広域観光推進事業費（里山交流大学）
			団体事業補助金
	建設部	監理課	登記事務費
			土木総務一般事務費（工事等監理事務費）
		建設課	道路等一般維持管理費（すぐやる事業費）
			道路整備事業費（京都縦貫自動車道関連）
		都市計画課	地籍調査費
			公園管理費
建築課		地域再建被災者住宅等支援事業費	
		住宅維持管理費（一戸建住宅）	
第3回	福祉保健部	民生児童課	福祉バス運行事業費
			認定こども園運営事業費
		福祉課	くらしの資金貸付事業費
			手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例推進事業費
		高齢者支援課	介護福祉士養成支援事業費
			すこやかシニア教室事業費
		保健推進課	各がん検診等事業費
			不妊治療給付事業費
	上下水道部	上水道課	一般管理一般事務費（総務）
			諸費（給水使用料等過誤納還付金）
		下水道課	都市下水路維持管理費
			施設管理費（農業集落排水事業費）
		監査委員事務局	監査委員一般事務費（平成29年度）
	第4回	企画財政部	秘書広報課
情報発信拡充事業費			
企画政策課			企画調整事務費（平成29年度）
			国際交流費
財政課			財政管理一般事務費（平成29年度）
			財政調整基金積立金
総務部		総務課	庁舎維持管理費

監査公表

			市議会議員選挙費
		防災課	原子力防災対策費
			災害対策費（J-アラート維持管理費）
		税務課	賦課徴収費（経常経費）（平成29年度）
	評価替費（固定資産評価業務委託費）		
	議会事務局	議会運営費（平成29年度）	
会計課	会計管理一般事務費（平成29年度）		

4 監査の実施期間

区 分	実施期間	区 分	実施期間
第1回	平成30年 9月28日～ 平成30年11月20日	第2回	平成30年10月29日～ 平成30年12月25日
第3回	平成30年11月29日～ 平成31年 1月25日	第4回	平成31年 1月11日～ 平成31年 2月20日

5 監査の方法

選定した監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長から説明及び見解等について聴取した。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約等事務について
- (5) 財産管理事務について

7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。なお、指摘事項に対し、該当の所属長から改善に向けての取組又は検討の方向が示されている。

課（局）	指摘事項
農 林 課	書類に日付の不整合や不備が散見される。今後は適正な事務処理に努められたい。
定住・地域政策課	補助金交付申請書の添付書類において、交付対象要件が確認できないものがある。今後は、事務の適正性の確保に努められたい。
民生児童課	委託料に係る設計額について、消費税の積算に誤りがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。
	定期点検整備（3か月）について、平成30年6月分が実施されていない。点検時期を把握の上、適正な車両の管理に努められたい。
保健推進課	助成金の交付申請について、期間の計算に誤りがある。今後は内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。

議会事務局	収納に係る証拠書類が適正に保管されていない。今後は、適正な書類整備に努められたい。
-------	-------------------------------------------

また、少しの注意を持って点検や確認を行えば、正せる簡易な誤り等については、該当する所属長に対して、口頭による指導を行った。なお、工事以外の委託、賃借や物品売買等の随意契約に係る事務については、マニュアル等が整備されていないため、統一的な事務処理ができていない状態となっている。今後は、全庁的な課題として改善に取り組まれたい。

以 上

綾部市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、平成30年度に実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月17日

綾部市監査委員 諏訪 吉 昭
綾部市監査委員 安藤 和 明

1 監査の種別

随時監査(地方自治法第199条第5項)

2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に関する事務事業が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

第1回は平成30年3月31日までに完成した工事、第2回は平成31年1月8日までに完成した工事の中から計4件を監査の対象とした。

区分	工 事 名	担当課	契約方法	受注者	請負金額 (円)	工 期	工事等概要
第1回	光谷川護岸整備 工事	建設課 (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	有限会社 清水組	34,800,840	H29. 8.26 ～ H30. 3.13	L=121m ブロック積工 A=486 m ²
	市道宮谷線改良 工事	建設課 (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	株式会社 桑井商店	8,553,600	H29. 9.12 ～ H30. 3.20	L=61m、W=4～4.5m ・重力式擁壁工 V=8 m ³ ・コンクリートブロッ ク積工 A=103 m ² ・アスファルト舗装工 A=122 m ² 側溝工 L=14m
第2回	物部保育園外装 他改修工事 (建築本体工事)	民生児童課 (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	株式会社 渋谷組	32,054,400	H30. 6.26 ～ H30. 10.23	改修工事 ・保育棟 屋根改修 339 m ² 外壁改修 363 m ² ・遊戯棟 屋根改修 299 m ² 外壁改修 189 m ² ・外構工事 一式

	物部保育園外装 他改修工事 (電気設備工事)	民生児童課 (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	岡山電設 株式会社	6,649,560	H30. 6.26 ～ H30.10.23	改修工事 ・遊戯棟照明器具取替、 エアコン設置一式 ・キュービクル設置他 一式
--	------------------------------	--------------------------	-------------------	--------------	-----------	-----------------------------	-----------------------------------------------------

4 監査の実施期間

区 分	実 施 期 間
第1回	平成30年4月27日 ～ 平成30年6月7日
第2回	平成31年1月30日 ～ 平成31年3月8日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長から説明及び見解等について聴取した。併せて、現地確認も行った。

6 監査の項目

- (1) 工事の入札・契約事務について
- (2) 工事の工程管理及び品質管理について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査並びに現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば、正せる簡易な誤り等については、該当する所属長に対し口頭による指導を行った。

以 上

綾部市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、平成30年度に実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月17日

綾部市監査委員 諏訪 吉 昭

綾部市監査委員 安藤 和 明

1 監査の種別

行政監査(地方自治法第199条第2項)

2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

綾部市資料館の管理運営について(所管課:社会教育課)

4 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成30年10月15日まで

5 監査の方法

当該施設の所管課に係る書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長から当該施設の管理運営状況の説明や見解等について聴取した。

6 監査の着眼点

- (1) 市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。
- (3) 事務処理にあっては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (4) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。
- (5) 施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- (6) 管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- (7) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。
- (8) 施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

7 施設の概要

綾部市資料館は、歴史資料、考古資料及び民俗資料等（以下「資料」という。）の保存及び活用を図り、市民文化の発展に寄与するため、平成4年5月2日に開設された。

資料館が行う事業は、資料の収集及び保存に関する事、資料の調査及び研究に関する事、資料の展示及び利用に関する事であり、施設の管理運営は市の直営で行っており、現在、社会教育課文化財担当職員3名が配置されている。

8 監査の結果

事務の執行並びに施設の管理運営について、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認をすれば正せる簡易な誤り等が見受けられたため、所管課長に対し口頭による指導を行った。

以 上

綾部市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、平成30年度に実施した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月17日

綾部市監査委員 諏訪 吉 昭

綾部市監査委員 安藤 和 明

1 監査の種別

財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)

2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的援助等を行っている団体に対し、公金はその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

- (1) 対象団体：特定非営利活動法人 里山ねっと・あやべ(指定管理者)
- (2) 公金の種別：指定管理料(綾部市里山交流研修センター)
- (3) 所管課：観光交流課

4 監査の実施期間

平成31年1月30日から平成31年3月8日まで

5 監査の方法

施設管理の協定に関する一連書類、団体の出納帳簿等の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、団体の役職員及び所管課長から説明及び見解等について聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 指定管理者

- ア 関係法令等に基づき、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- エ 貸与された物品等の管理及び処分は適正になされているか。
- オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- カ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

- キ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- ク 法定点検は定められた時期に適切に行われているか。
- ケ 災害等の緊急時の対応は明確になっているか。
- コ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- サ 利用料金を減免している場合、その手続は適正に行われているか。
- シ 利用促進や利用者サービスの向上のための努力はなされているか。
- ス 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。
- セ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ソ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
- タ 経費節減は図られているか。

(2) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法令等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理運営、利用促進に繋がっているか。

7 団体の概要

特定非営利活動法人里山ねっと・あやべは、平成12年7月に任意団体「里山ねっと・あやべ」を設立後、平成18年3月に特定非営利活動法人となり現在に至る。綾部市の自然環境や歴史、風土等の地域資源を活用した都市農村交流や大学等の連携による地域活性化や定住促進に向けた研究など、廃校を再利用した綾部市里山交流研修センターを拠点とし、様々な活動を展開されている。平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、同研修センターの指定管理者として管理運営を行っており、平成30年度は4期目の初年度となる。指定管理料は、1,584万円（税抜）で年度協定を締結している。

8 監査の結果

公金は目的のとおり適正に執行されており、特段の指摘事項はなかった。

以上

綾部市選挙管理委員会告示第27号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

572人

綾部市選挙管理委員会告示第28号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,531人

綾部市選挙管理委員会告示第29号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,766人

綾部市選挙管理委員会告示第30号

令和元年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和元年6月20日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

令和元年7月21日執行
参議院京都府選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑
2	1	2	綾部市上野町上野5	西日本農業研究センター西側フェンス
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口
5	1	5	綾部市上野町221	綾部幼稚園東側
6	1	6	綾部市新町91	綾部市立図書館
7	1	7	綾部市上野町上野169	綾部小学校フェンス
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス
11	2	2	綾部市川糸町丁島地内	京都府綾部総合庁舎フェンス
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前
14	2	5	綾部市味方町薬師前16	由比濱好子様宅
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田眞人様宅
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市武道館前フェンス
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス
28	4	5	綾部市本町八丁目95	(有)マルゼン様所有地
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	グンゼ研究開発部様フェンス
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-2	鳴竹集会所
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス
43	6	7	綾部市大島町大江19	大島町公会堂前ガードレール
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス
49	7	4	綾部市高津町椿ノ木11-1	丸仁電業(株)様隣
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽

令和元年7月21日執行
参議院京都府選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅前
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂
58	8	7	綾部市高倉町岡ノ下15-1	四方秀一様宅車庫横
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公会堂下
60	8	9	綾部市小呂町岸ケ下12	渡辺彰様宅隣空き地
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公会堂前ガードレール
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田4	基幹集落センター
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場
67	10	4	綾部市下替地町北野	集会所付近防火水槽北側府道法面
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グラウンドフェンス
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地
70	10	7	綾部市橋上町梁14-1	橋上町集荷場前
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール
75	11	4	綾部市和木町野尻	和久一也様宅車庫横山すそ
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑
79	12	4	綾部市七百石町海中	大日バス停前府道敷(府道西側)
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ元5番地の1	交差点角
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	(株)渋谷組様事務所先三差路先
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下
90	14	3	綾部市淵垣町藪下6	梅原秋野様宅
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑
94	15	1	綾部市中山町段6	四方克実様宅
95	15	2	綾部市中山町丸段	井上久夫様宅前防火水槽
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鋳場	八田地区交換機設置前

令和元年7月21日執行
参議院京都府選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地
102	16	3	綾部市上杉町渋市	野間医院様東八田分院筋向い
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	鳥居野公会堂前空き地
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面
112	17	7	綾部市上杉町門の坪42	旧稲葉製作所様前空き地
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	広瀬建工(有)様所有空き地
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊一成様宅横畑
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑
127	21	1	綾部市位田町浦壁61	門信一様宅前庭
128	21	2	綾部市位田町市場	中位田遊園地フェンス
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	蘆田定一様宅横資材置き場
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前
131	21	5	綾部市位田町坪	旭ヶ丘公会堂前ガードレール
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール
135	22	4	綾部市栗町土居ノ内	豊里保育園
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場
142	23	5	綾部市大島町上り戸	大島公民館前
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面
150	25	2	綾部市小貝町坪上通	小貝橋西側三叉路府道敷

令和元年7月21日執行
参議院京都府選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称
151	25	3	綾部市小貝町所塚6-2	湯殿公会堂前ガードレール
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎公民館前
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方友明様宅
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地
158	26	5	綾部市物部町城山2	坂根國昭様宅前庭
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑
161	27	3	綾部市物部町南樋ノ口31	物部会館フェンス
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	奥西坂バス停横空き地
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石將文様宅隣法面
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	(株)白道路興農会様倉庫前法面
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公会堂前
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前
189	33	2	綾部市坊口町四戸31	京都縦貫道橋脚フェンス
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス
192	33	5	綾部市内久井町元屋敷	内久井作業場北側畑
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町中央公民館横法面
196	34	4	綾部市西方町家奥19	大槻修様宅
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前

令和元年7月21日執行
参議院京都府選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺沢正人様宅
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲瀧孝男様宅横空き地
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面
210	36	8	綾部市五津合町人道25	弓削作業場前ガードレール
211	37	1	綾部市五津合町ユリ下	清水作業場向かい法面
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法
215	37	5	綾部市五泉町宮腰20-1	市志公会堂前ガードレール
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑
217	38	2	綾部市睦寄町段ヶ端	志古田公会堂前法
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽
227	39	5	綾部市故屋岡町神小谷13-5	山崎正治様宅
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場

綾部市選挙管理委員会告示第31号

令和元年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和元年6月24日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- | | | |
|---|-----|-----------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和元年7月4日（木） 午後5時10分 |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 本庁北会議室
綾部市若竹町8番地の1 |